

議案第 47 号

箱根町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例の制定について

箱根町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改  
正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 8 月 29 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成 29 年厚生労働省令第 48 号)  
が平成 29 年 3 月 31 日に公布され即日施行されたことに伴い、現行条例の一部  
を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

箱根町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成 26 年箱根町条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 115 条の 46 第 4 項」を「第 115 条の 46 第 5 項」に改める。

第 4 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

- (3) 主任介護支援専門員（介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。次項第 2 号において「省令」という。）第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して 5 年を経過した者にあつては、修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者 1 人

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 26 年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者（以下「平成 26 年度以前修了者」という。）に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（この条例による改正後の箱根町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第 4 条第 1 項第 3 号の規定により、同号に規定する修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修（同令第 140 条の 68 第 1 項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）のうち最初のをいう。以下同じ。）については、新条例第 4 条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日（平成 24 年度から平成 26 年度までに主任介護支援専門員研修を修了し

た者にあつては、平成 32 年 3 月 31 日) までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。

- 3 前項の規定により新条例第 4 条第 1 項第 3 号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。
- 4 前項の規定は、平成 26 年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第 4 条第 1 項第 3 号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。
- 5 平成 26 年度以前修了者が、平成 29 年 3 月 31 日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、前 3 項の規定は適用せず、その者に対する新条例第 4 条第 1 項第 3 号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時の区分に応じ、同号中「介護支援専門員であつて、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。次項第 2 号において「省令」という。）第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して 5 年を経過した者にあつては、修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句
平成 23 年度までに修了した者	介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。次項第 2 号において「省令」という。）第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であつて、平成 31 年 3 月 31 日までに及び同日以降 5 年

	を越えない期間ごとに同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの
平成 24 年度及び平成 25 年度に修了した者	介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。次項第 2 号において「省令」という。）第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、平成 32 年 3 月 31 日までに及び同日以降 5 年を越えない期間ごとに同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの
平成 26 年度に修了した者	介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。次項第 2 号において「省令」という。）第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該主任介護支援専門員研修又は同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を越えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの